



平成30年度末  
標準的な基準による財務書類  
資産項目の明細、注記  
会計別の財務書類一覧

2020年（令和2年）3月31日  
兵庫県神崎郡神河町

## 附屬明細書

## 1. 貸借対照表の内容に関する明細

## (1) 資産項目の明細 一般会計等(普通会計)

## ①有形固定資産の明細

区分	前年度末残高 (A)	本年度増加額 (B)	本年度減少額 (C)	本年度末残高 (A) + (B) - (C) (D)	本年度末 減価償却累計額 (E)	本年度償却額 (F)	差引本年度末残高 (D) - (E) (G)
事業用資産	38,645,843,469	635,697,724	248,850,062	39,032,691,131	16,823,214,054	781,568,692	22,209,477,077
土地	9,283,031,309	58,535,250	24,496,662	9,317,069,897	-	-	9,317,069,897
立木竹	-	-	-	-	-	-	-
建物	27,005,379,277	416,467,133	216,113,000	27,205,733,410	15,334,418,384	715,144,303	11,871,315,026
工作物	2,349,192,483	134,073,341	-	2,483,265,824	1,488,795,670	66,424,389	994,470,154
船舶	-	-	-	-	-	-	-
浮標等	-	-	-	-	-	-	-
航空機	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	8,240,400	26,622,000	8,240,400	26,622,000	-	-	26,622,000
インフラ資産	73,042,725,428	146,211,458	386,170,017	72,802,766,869	21,920,642,810	1,329,702,083	50,882,124,059
土地	154,912,348	28,026,687	-	182,939,035	-	-	182,939,035
建物	-	-	-	-	-	-	-
工作物	72,324,526,522	32,782,320	-	72,357,308,842	21,920,642,810	1,329,702,083	50,436,666,032
その他	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	563,266,558	85,402,451	386,170,017	262,518,992	-	-	262,518,992
物品	1,648,042,315	726,823,528	21,970,000	2,352,895,843	875,441,178	128,550,834	1,477,454,665
合計	113,336,611,212	1,508,732,710	656,990,079	114,188,353,843	39,619,298,042	2,239,821,609	74,569,055,801

## ②有形固定資産の行政目的別明細

区分	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	合計
事業用資産	548,998,775	5,779,110,678	216,809,708	199,400,019	3,948,371,874	262,628,806	11,254,157,217	22,209,477,077
土地	2,337,772	4,196,800	-	-	103,250,735	-	9,207,284,590	9,317,069,897
立木竹	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	497,027,830	5,738,448,449	207,812,668	199,400,019	3,112,955,899	78,159,109	2,037,511,052	11,871,315,026
工作物	49,633,173	36,465,429	8,997,040	-	705,543,240	184,469,697	9,361,575	994,470,154
船舶	-	-	-	-	-	-	-	-
浮標等	-	-	-	-	-	-	-	-
航空機	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	26,622,000	-	-	26,622,000
インフラ資産	50,865,663,284	-	-	-	-	-	16,460,775	50,882,124,059
土地	166,478,260	-	-	-	-	-	16,460,775	182,939,035
建物	-	-	-	-	-	-	-	-
工作物	50,436,666,032	-	-	-	-	-	-	50,436,666,032
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	262,518,992	-	-	-	-	-	-	262,518,992
物品	15,119,205	89,772,728	1,204,670	712,803	282,309,452	381,861,406	706,474,401	1,477,454,665
合計	51,429,781,264	5,868,893,406	218,014,378	200,112,822	4,230,681,326	644,490,212	11,977,092,393	74,569,055,801

【一般会計等財務書類 注記事項】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
  - イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - 取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的以外の有価証券  
市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
- ② 出資金  
市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
  - 建物 5年～50年
  - 工作物 10年～60年
  - 物品 2年～20年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金  
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額

が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率または個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金（退職手当組合積立金）

期末自己都合要支給額から、兵庫県市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に本町職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、同組合における積立金額の運用益のうち本町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

## 2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

介護療育支援事業特別会計

産業廃棄物処理事業特別会計

寺前地区振興基金特別会計

長谷地区振興基金特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間

における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	16.3 %
将来負担比率	56.4 %
- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 138.2 百万円
- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 370.4 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却予定とされている公共資産

イ 内訳

事業用資産 11.9 百万円

土地 11.9 百万円

平成31年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によつてい  
ます。

- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含  
まれることが見込まれる金額 1,362.3 百万円
- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりで  
す。

標準財政規模	4,965.1 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	970.7 百万円
将来負担額	19,419.4 百万円
充当可能基金額	2,879.8 百万円
特定財源見込額	17,164.8 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	1,362.3 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分  
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）  
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(1) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △ 1,038.4 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	10,058 百万円	9,742 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	162 百万円	133 百万円
繰越金に伴う差額	△ 300 百万円	- 百万円
内部取引消去	△ 21 百万円	△ 21 百万円
資金収支計算書	9,899 百万円	9,854 百万円

地方自治法第233条1項に基づく歳入歳出決算書は「繰越金」を収入としていますが、資金収支計算書は計上しないため、その分だけ相違します。また、歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（介護療育支援事業特別会計、産業廃棄物処理事業特別会計、寺前地区振興基金特別会計、長谷地区振興基金特別会）の分だけ相違します。

さらに、会計間の内部取引を相殺消去しているため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額

資金収支計算書の業務活動収支	447 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	136 百万円
未収債権額の増加	3 百万円
減価償却費	△ 2,242 百万円
賞与等引当金（増減額）	△ 3 百万円
退職手当組合積立額（増減額）	123 百万円
投資損失引当金（増減額）	△ 4 百万円
徴収不能引当金（増減額）	△ 5 百万円
資産除売却損（益）	△ 85 百万円
棚卸資産（増減額）	2 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△ 1,628 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 1,500.0 百万円

一時借入金に係る利子額 1.2 百万円

【全体財務書類 注記事項】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
  - イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - 取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的以外の有価証券  
市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
- ② 出資金  
市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 貯蔵品……………先入先出法または総平均法による低価法
- ② 販売用土地……………地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第4条第2項各号に掲げる方法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
  - 建物 5年～50年
  - 工作物 5年～60年
  - 物品 2年～20年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ③ リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率または個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額から、兵庫県市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に本町職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、同組合における積立金額の運用益のうち本町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、公営企業会計については、税抜方式によっています。



## 2 追加情報

### (1) 連結対象会計

会計名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険事業特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
介護保険事業特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
後期高齢者医療事業特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
訪問看護事業特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
土地開発事業特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
水道事業会計	地方公営事業会計（公営企業）	全部連結	—
下水道事業会計	地方公営事業会計（公営企業）	全部連結	—
公立神崎総合病院事業会計	地方公営事業会計（公営企業）	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。

### (2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

### (3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

### (4) 売却可能資産の範囲の範囲及び内訳は、次のとおりです。

#### ア 範囲

売却予定とされている公共資産

#### イ 内訳

事業用資産 11.9 百万円

土地 11.9 百万円

平成31年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

【連結財務書類 注記事項】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
  - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - 取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的以外の有価証券  
市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
- ② 出資金  
市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 貯蔵品等……………先入先出法または総平均法による低価法
- ② 販売用土地……………地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げる方法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
  - 建物 5 年～50 年
  - 工作物 5 年～60 年
  - 物品 2 年～20 年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ③ リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率または個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

## 2 追加情報

### (1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険事業特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
介護保険事業特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
後期高齢者医療事業特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
訪問看護事業特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
土地開発事業特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
水道事業会計	地方公営事業会計（公営企業）	全部連結	—
下水道事業会計	地方公営事業会計（公営企業）	全部連結	—
公立神崎総合病院事業会計	地方公営事業会計（公営企業）	全部連結	—
兵庫県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.24%
兵庫県町議会議員公務災害補償組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	3.87%
中播衛生施設事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	25.50%
中播北部行政事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	49.36%
中播農業共済事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	10.20%
兵庫県町土地開発公社	地方三公社	比例連結	8.33%
株式会社神崎フード	第三セクター等	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。  
ただし、兵庫県市町村交通災害共済組合については、当該組合の財務書類が未作成のため、連結しておりません。  
また、兵庫県市町村職員退職手当組合については、連結財務書類の貸借対照表に本町の持分相当の退職手当にかかる基金及び退職手当支給準備金を計上することをもって連結したものとみなしています。
- ③ 共同設立の地方三公社は、業務運営に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できないため、比例連結の対象としています。
- ④ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却予定とされている公共資産

イ 内訳

<u>事業用資産</u>	11.9	百万円
土地	11.9	百万円

平成 31 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。